

(別表1)

事業区分	事業内容	補助率
農地中間管理機構事業		
借受農地管理等事業	機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置を行う事業	定 額 ただし、新規就農者の研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料は9.5/10以内(当該農用地等に遊休農地又は所有者不明農地を含む場合は除く)、その他の農用地等の賃料及び保全管理経費は8/10以内
農地中間管理機構運営事業	機構の運営及び業務委託等を行う事業	定 額
遊休農地解消緊急対策事業	農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地を機構が借り受け、解消する事業	定 額 ただし、上限単価を10アール当たり43千円

(別表2)

事業区分	補助対象経費	補助対象経費の説明
農地中間管理 機構事業		
借受農地 管理等事 業	賃料	<p>機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除く。）を控除した額を対象とする。ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかつた場合の経費は原則対象としない。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかつた場合の経費は対象とする。）</p> <p>また、新規就農者向けの研修用農用地等については機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除く。）、新規就農者向けの就農用農用地等については機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間の賃料を対象とする。</p>
	保全管理経費	<p>機構が農地中間管理権を有する農用地等であつて、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とする。</p> <p>ア 管理経費 耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃、委託費及び支障物の撤去費。 ただし、支障物の撤去費は、受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により、次の受け手への貸付けに当たつて、支障物を撤去するために必要な手続き等を行った上で、機構が撤去しなければならない場合に限る。</p> <p>イ 土地改良区等から徴収される賦課金等 土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費（滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とする。）</p> <p>ウ 共同出役に代えて支払う金銭 地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費</p>
	研修用の農業 用ハウスの資 材費	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置時に要する資材費（機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外）
	研修用の農業 用ハウスの設	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費（機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業

	置費	用ハウスの経費は対象外)
農地中間 管理機構 運営事業	謝金	第3の1の事業を実施するために必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼
	旅費	第3の1の事業を実施するために必要な経費及び専門家等に支払う経費
	事務等経費	第3の1の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限る。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構職員の役職員に係るものに限る。）、共済費（臨時雇用者、職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）及び市町村等（機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいう。）に対する農用地利用配分集積等促進計画の原案作成に係る協力金（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）
	備品費	第3の1の事業を実施するために必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子、書庫ロッカー及びタブレット（第3の1の事業で機構が購入するものに限る。） 注：貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限る。
	委託費	第3の1の（2）の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含む。） 注：地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限る。
	公課費	印紙税及び自動車重量税（ <u>本第3の1の（2）</u> の事業で取得した自動車に係るものに限る。）
	測量費	機構が農用地等を借り受けるに当たって、特に必要となる場合の測量に要する経費（境界画定に要する経費を除く。） 注：機構が借り受けなかった場合は、補助対象外とする。
	予納金	不在者財産管理人の選任の申立てに係る予納金

	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費
遊休農地解消緊急対策事業		第3の2の事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費（遊休農地に実施する簡易な整備（草刈り、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、整地等）に要する経費）